



長寿医療制度・国民健康保険に 加入されている方へ

(長寿医療制度関係)

- 本年6月に長寿医療制度が改善され、所得の低い方の保険料が軽減されました！ 1P
- これまで国保に加入し、保険料を支払っていた方(世帯主)へ 3P
- これまで国保に加入し、世帯主がまとめて保険料を払っていた方(世帯員)へ 4P
- これまで被用者保険(健保組合、政管健保、共済組合)の被扶養者だった方へ 5P
- これまで被用者保険(健保組合、政管健保、共済組合等)の被保険者だった方へ 6P

(国民健康保険等関係)

- 70歳から74歳までの医療費自己負担増(1割→2割)の軽減について
 - 平成20年10月に支払われる年金からの国民健康保険料(税)のお支払いについて
- 7P

自治体・広域連合 自由使用部位
(担当部課、住所、電話番号、HPアドレス等)

本年6月に長寿医療制度が改善され、所得の低い方の保険料が軽減されました！

世帯の所得が低い方の保険料は、その所得に応じて、均等割（1人当たり定額の保険料）の7割、5割又は2割を軽減することとされています。これに加え、6月の政府・与党(自民党・公明党)決定により、さらなる軽減策が講じられます。

○平成21年度以降について

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度被保険者の全員が年金収入で80万円以下の基礎年金だけで暮らしておられる世帯(その他の所得はない)は、保険料の9割を軽減します。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方は、所得割を50%程度軽減します。
※年金収入の多寡により、軽減率が異なります

所得の低い方に対する21年度以降の保険料の軽減

一人当たりの定額の保険料(均等割) + **所得に応じた保険料(所得割)**

① 基礎年金だけで暮らしているなど世帯の方(年金収入80万円以下)

7割軽減
〇〇県では月〇円

9割軽減
〇〇県では月〇円

② 年金収入が
153万円～211万円の方

例えば、年金収入が180万円ならば、
〇〇県では月〇円

半分程度に軽減

〇〇県では月〇円

※年金収入の多寡により、軽減率が異なります

平成20年度においては、平成21年度までのつなぎとして、1年間同様の軽減を行います。

○平成20年度について

- ① 7割軽減世帯で、8月まで年金で納めていただいた方は、10月以降、保険料をお支払いいただく必要はありません（年間で全体として8.5割の軽減となります）。

※年金からではなく、納付書等により納めている方も同様に軽減

- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方は 所得割 を一律50%軽減します。

所得の低い方に対する20年度以降の保険料の軽減

一人当たりの定額の保険料(均等割) + 所得に応じた保険料(所得割)

① 7割軽減の対象となっている方

4月、6月、8月の年金から、保険料を納めていた場合

10月から21年3月末まで、年金から保険料をいただきません（年間では8.5割軽減）

② 年金収入が
153万円～211万円の方

例えば、年金収入が180万円ならば、
〇〇県では月〇円

半分程度に軽減

〇〇県では月〇円

これまで国保に加入し、保険料を支払っていた方（世帯主）へ



①国保から長寿医療制度に切り替わった際の保険料について

75歳を迎えられたことにより、これまで加入していた国保の保険料から、長寿医療制度の保険料に切り替わりました。国保と長寿医療制度の保険料の算定方法の違いにより、保険料に違いが生ずることがあります。

- 長寿医療制度では、今までと同様、若い世代よりも軽い負担で、医療を受けることができます。
- 国民健康保険は、市区町村ごとに運営されており、同じ所得でも、保険料がバラバラでした。市区町村によって最大約5倍の保険料格差があったのが、長寿医療制度では、約2倍に縮まります。
- 長寿医療制度では、同じ都道府県の中で、同じ所得なら、原則として、同じ保険料をご負担いただく公平な仕組みです。

②年金からの保険料支払いに代えて口座振替にすることも可能に!

月額1万5千円以上の年金を受けている方は、今年4月から原則として、2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料をお支払いいただいています。

これまで2年間、国民健康保険の保険料の滞納がなかった方は、お住まいの市区町村に申し出てくださいと、保険料を口座振替でお支払いいただけるようになりました。

口座振替への変更により、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。社会保険料控除については、税務署又はお住まいの市区町村にお尋ねください。

これまで国保に加入し、世帯主がまとめて保険料を払っていた方(世帯員)へ

① これまでも、ご自身の保険料はご負担いただいていた

75歳を迎えられたことにより、これまで加入していた国保の保険料が、長寿医療制度の保険料に切り替わりました。



- 「今まで支払っていなかったのに、どうして?」、とお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、**国保の保険料は、ご自身も含めた一人当たりの定額の保険料が世帯全体の保険料に含まれており、世帯主の方が、同じ世帯内で国保に加入している方の分をまとめて支払っていたのです。**
- 長寿医療制度では、同じ都道府県の中で、同じ所得なら、原則として、同じ保険料をご負担いただく公平な仕組みです。したがって、**これまで世帯主の方に納付していただいていた国保の保険料が、ご自身の長寿医療制度の保険料に振り替わっているということです。**

② 年金からの保険料支払いに代えて口座振替にすることも可能に!

金融機関の窓口に出向くお手間をおかけしないため、月額1万5千円以上の年金を受けている方は、今年4月から原則として、2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料をお支払いいただいています。

年金収入が180万円未満の方は、お住まいの市区町村に申し出いただくと、世帯主や配偶者が、本人に替わって、保険料を口座振替でお支払いいただけるようになりました。

口座振替への変更により、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。
社会保険料控除については、税務署又はお住まいの市区町村にお尋ねください。

これまで被用者保険（健保組合、政管健保、共済組合）の被扶養者だった方へ



扶養

①10月から長寿医療制度の保険料を納めいただくこととなります

会社などに勤めるお子さんなどに扶養されていた方は、初めて保険料を負担いただきます。そこで、保険料の負担が急に増えないように、特別の軽減を行います。



- これまでは、同じ高齢者でも、保険料を負担する人と負担しない方がいました。
 - 一人で暮らしている高齢者の方は、国民健康保険に加入して、少なくとも、月1000円程度の保険料を負担していました。一方、会社などに勤める配偶者やお子さんに扶養されていた方は、保険料を支払う必要がありませんでした。そうした不公平をなくすため、長寿医療制度では、それぞれの方の所得に応じて、公平に保険料をお支払いいただくことになりました。
 - ただし、急に負担が増えることがないように、特別の軽減措置が講じられています。平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から21年3月までは本来の保険料の9割を軽減し、1割の負担となります。年額〇円で、月額で〇円となります。
- ※ 平成20年7月の与党決定により、新たな高齢者医療制度の定着を図るため、「70歳から74歳の医療費自己負担増の凍結については、平成21年度も実施」の方向で検討されています。

②年金からの保険料支払いに代えて口座振替にすることも可能に!

金融機関の窓口に出向くお手間をおかけしないため、月額1万5千円以上の年金を受けている方は、今年4月から原則として、2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料をお支払いいただいています。

年金収入が180万円未満の方は、お住まいの市区町村に申し出てください、世帯主や配偶者が、本人に替わって、保険料を口座振替でお支払いいただけるようになりました。

口座振替への変更により、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。
社会保険料控除については、税務署又はお住まいの市区町村にお尋ねください。

これまで被用者保険（健保組合、政管健保、共済組合等）の被保険者だった方へ

①被用者保険から長寿医療制度に切り替わった際の保険料について

75歳を迎えられたことにより、これまで加入していた被用者保険の保険料から、長寿医療制度の保険料に切り替わりました。



- 今まで加入されてきた被用者保険では、保険料は事業主と折半していましたが、長寿医療制度では、事業主負担がなくなるため、保険料の負担が増える場合があります。
- 長寿医療制度は、同じ都道府県の中で、同じ所得なら、原則として、同じ保険料をご負担いただく公平な仕組みです。 高齢のサラリーマンの方々にも公平に、高齢世代内の助け合いの仕組みに加わっていただくという趣旨ですので、ご理解をお願いします。

②長寿医療制度に加入されたご家族の保険料について、年金からの支払いに代えて口座振替にすることができます

金融機関の窓口に出向くお手間をおかけしないため、月額1万5千円以上の年金を受けている方は、今年4月から原則として、2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料を支払っていただいています。

ご家族に年金収入が180万円未満の方で長寿医療制度に加入された方がいる場合、**世帯主が、ご家族に代わって、口座振替で保険料を支払っていただけます。**
ご希望される方は、お住まいの市区町村に申し出ていただく必要があります。

口座振替への変更により、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。
社会保険料控除については、税務署又はお住まいの市区町村にお尋ねください。

70歳から74歳までの医療費自己負担増（1割→2割）の軽減について

○ 平成18年の法改正により、70歳～74歳の窓口での自己負担は、1割から2割に引き上げられましたが、平成19年10月の与党(自民党・公明党)決定により、平成20年4月から平成21年3月末まで1割のまま据え置かれています（自己負担増の凍結）。

※ 平成20年7月の与党決定により、新たな高齢者医療制度の定着を図るため、「70歳から74歳の医療費自己負担増の凍結については、平成21年度も実施」の方向で検討されています。

平成20年10月に支払われる年金からの国民健康保険料（税）のお支払いについて

国民健康保険制度では、金融機関の窓口に出向くお手間をおかけしないため、平成20年度から保険料（税）を年金からお支払いいただく仕組みを設けており、平成20年10月15日に支払われる年金から開始されます。

○ 年金からお支払いいただく対象となるのは、世帯内の国民健康保険の被保険者が、世帯主の方も含めて全員、65歳から74歳までだけの世帯の世帯主の方となります。

※ 次の方は、年金からのお支払いの対象外です。

① 年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の場合、又は

② 介護保険料とあわせた保険料（税）額が年金額の1/2を超える場合

○ これまで保険料（税）を2年間滞納することなく納付されている場合には、お申し出いただくことで、年金からのお支払いに替え、口座振替で納付することも可能です。